

石巻市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき監査の結果に関する報告を石巻市長に提出したところ、同条第12項の規定に基づき当該監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成21年4月10日

石巻市監査委員 山崎 武敏

石巻市監査委員 矢川 昌宏

石巻市監査委員 高橋 誠志

石 秘 第 3 3 号
平成 2 1 年 4 月 7 日

石 巻 市 監 査 委 員 殿

石巻市長 土 井 喜 美 夫

監査結果に係る措置について（通知）

平成 2 1 年 3 月 2 5 日付け石監第 2 6 号で報告のあったこのことについて、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

監査対象部課	総務部秘書課
監査対象範囲	平成 1 5 年度から平成 2 0 年度(平成 2 0 年 4 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで)の市長が使用したタクシー券に係る予算執行に関する事務
監 査 期 間	平成 2 1 年 1 月 2 8 日から同年 3 月 2 5 日まで
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<ul style="list-style-type: none">○ 要綱、規則等が整備されないまま、タクシー乗車券に係る事務が運用され、予算が執行されていた。○ 公務上必要な経費と判断できる書類を整備せず、適正な履行確認を行っていなかった。	
措 置 (改 善 ・ 検 討) 内 容	
<ul style="list-style-type: none">○ 市長及び副市長のタクシー乗車券の使用に関する事務取扱要領を早急に整備する。<ul style="list-style-type: none">・事務取扱要領の作成にあたっては、タクシー乗車券の「交付要件」、「交付方法」、「発行責任者等の責務」等を明確に定め、適正な履行確認と予算執行に努める。○ 関係書類の整備及び保存方法・保存年限の見直しを行う。<ul style="list-style-type: none">・タクシー乗車券の記載事項を見直し、公務上必要な経費と判断できる根拠書類となるよう内容の充実を図る。・使用されたタクシー乗車券及び関係書類は、支出負担行為書に添付し、支出命令書の保存年限と同様 5 年保存とする。・その他タクシー利用に関連する「公用車運転日誌」、「タクシー乗車券の交付管理簿」等の保存年限を 3 年保存とする。	